

指定介護老人福祉施設「ふれあいの森」

入居申込者各位

社会福祉法人 麗寿会
介護老人福祉施設「ふれあいの森」
施設長 小松原 賢治

入居申し込みにあたってのご案内

この度は、当法人が運営致します介護老人福祉施設「ふれあいの森」への入居に関して、お問い合わせ頂き厚く御礼申し上げます。

ふれあいの森に入居を申し込まれるにあたり、以下の事項をご確認の上、入居申込書へ必要事項をもれなくご記入頂き、ふれあいの森へ提出して頂くようお願い申し上げます。

1. 当施設は介護保険法に基づき、指定介護老人福祉施設であり、施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う施設です。
2. 当施設では、毎月、入退居判定委員会を開き、申込者の入居必要度を検討させていただきます。(入所基準に関しては、別紙をご参照ください) その後、入居までの間、待機期間に入ります。尚、待機期間中に、本人の状態、環境及び介護者の状況等変化がありましたら、ご連絡頂ければと存じます。
3. 入居申込みを頂いた後に待機期間がございます。現在介護保険サービスをご利用していない方で、介護でお困りの場合は、「居宅介護支援センターふれあいの森」の介護支援専門員が在宅サービスのご相談をお受けしておりますのでご利用ください。
4. ふれあいの森では、入居を希望されている方又はご家族の目で生活の場を確認していただき、入所後に医療が必要になった際の対応や、終末期の対応等についてご説明を差し上げ、納得して頂いたうえでお申込みをしていただきたいと思いますと考えております。事前の見学や短期入所をご利用をご希望の際はお申し出ください。
5. 当施設は医療機関ではございません。入院治療が必要な方、又伝染性疾患等に罹病されている方はご利用頂けませんのでご了承ください。

<ふれあいの森入居に関するお問い合わせ先>

社会福祉法人麗寿会 ふれあいの森
坪井・小森・小松原
TEL 0467-54-9111
FAX 0467-54-1540

介護老人福祉施設 「ふれあいの森」の入所者受け入れ基準について

当施設の入所受け入れ基準は、神奈川県特別養護老人ホーム入退所指針に基づいて行われております。

1. 入所順位の評価基準

次の勘案項目についてそれぞれ点数化し、合計点数の高い順に優先順位を決定します。

- (1) 要介護度（入所は原則、要介護度3以上が対象となります。）
- (2) 介護者の状況
- (3) 認知症の症状による顕著な問題行動、医療的処置の状況、住居環境等

2. 特別な事由による優先入所

上記1の事項にかかわらず、以下の場合には当施設の入退所判定委員会の判断において、優先入所を決定させていただくことがあります。

- (1) 市町村から入所依頼があった場合
- (2) 長期入院後に再入所する場合
- (3) 緊急性等が認められる場合
- (4) 退所後に再入所する場合

3. 施設の状況による入所者決定の調整

上記1・2の内容により入所順位を決めさせていただきますが、施設における適切な処遇及び運営を図るうえで、以下の項目を勘案して入所者の決定を調整することがあります。

(1) 性別

当施設の居室は原則全て多床室であるため、男性居屋と女性居屋がございます。よって、それぞれの空床状況により、入所者の決定を調整します。

(2) 認知症等の状況

当施設は一般棟と認知症専門棟がございます。よって、入所希望者の認知症の状況等に応じて、入所者の決定を調整する場合があります。

(3) 医療的処置

膀胱留置カテーテル、ストマ、経管栄養、インシュリン等の医療的処置が必要な場合は、看護職員の体制や設備の状況に応じて、入所者の決定を調整する場合があります。